

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 22 日（火）第3001号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 3
- 道路の位置指定（2件） (南薩地域振興局取扱い) 3
(北薩地域振興局取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（4件） (商工政策課取扱い) 4
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（7件） (商工政策課取扱い) 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所 (選挙管理委員会取扱い) 8

衆 議 補 選 告 示

- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所 (選挙管理委員会取扱い) 8

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐に係る立木の伐採を禁止する。
霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については，主伐は，択伐による。

霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
フラワーホーム ユニット	霧島市溝辺町麓 947番地3	社会福祉法人山 陵会	霧島市溝辺町麓 947番地3	徳永 正義	平成26年 4月1日	短期入所 生活介護

鹿児島県告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
野田の郷（ユニ ット型）	出水市野田町下 名4979番地2	社会福祉法人双 葉会	出水市野田町下 名4975番地2	来仙 隆洋	平成26年 4月1日	介護福祉 施設サー ビス
特別養護老人ホ ーム幸せの里ユ ニット型	薩摩川内市永利 町4311番地5	社会福祉法人愛 和会	薩摩川内市永利 町4311番地5	田中 憲夫	平成26年 4月1日	介護福祉 施設サー ビス
フラワーホーム ユニット	霧島市溝辺町麓 947番地3	社会福祉法人山 陵会	霧島市溝辺町麓 947番地3	徳永 正義	平成26年 4月1日	介護福祉 施設サー ビス

鹿児島県告示第493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
フラワーホーム ユニット	霧島市溝辺町麓 947番地3	社会福祉法人山 陵会	霧島市溝辺町麓 947番地3	徳永 正義	平成26年 4月1日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第494号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大和加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第495号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年4月22日から同年5月6日まで錦江漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
霧島市隼人町真孝2684番地浜之市団地C棟301号 酒元修一
霧島市隼人町真孝412番地1 林徳治
霧島市隼人町小浜6131番地 安木靖雄
- 2 加入区
錦江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
錦江漁業協同組合

鹿児島県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設整備（土砂崩壊防止）（農業用排水施設整備）桐野上地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年4月23日から同年5月23日まで
- 3 縦覧場所
阿久根市役所農政課

南薩地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年4月22日

南薩地域振興局長 西井上誠

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年3月7日	指宿市池田3146番地8 川路豊	指宿市十二町字諏訪2670番4及び2672番4	4.25メートル～ 7.54メートル	64.16メートル

北薩地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年4月22日

北薩地域振興局長 萩 亮

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 12月3日	薩摩郡さつま町宮之城屋地1493番地1 内山憲一	薩摩郡さつま町船木字三角堀1135番8	4.17メートル～ 4.20メートル	24.70メートル

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形屋ショッピングプラザ
鹿児島市皇徳寺台二丁目2473番6

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一
鹿児島市中町10番15号
- (2) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号

3 変更年月日

平成25年5月21日

4 届出年月日

平成26年3月31日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形屋ショッピングプラザ加治木店

始良市加治木町本町349

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一
鹿児島市中町10番15号
- (2) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号

3 変更年月日

平成25年 5 月 21 日

4 届出年月日

平成26年 3 月 31 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形屋ストア西田店
鹿児島市西田二丁目 5 番 14 号

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一
鹿児島市中町10番15号
- (2) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量
鹿児島市中町10番15号

3 変更年月日

平成25年 5 月 21 日

4 届出年月日

平成26年 3 月 31 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年4月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形屋ショッピングプラザ隼人店
霧島市隼人町真孝158番地 1

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村 紘一
鹿児島市中町10番15号
- (2) 変更後 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田 清量
鹿児島市中町10番15号

3 変更年月日

平成25年 5 月 21 日

4 届出年月日

平成26年 3 月 31 日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年4月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島出水店
出水市向江町34番43号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月11日
- 3 意見の概要
当市として、異議はありません。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年4月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島本店
鹿児島市加治屋町1番5号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月11日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗「エディオン鹿児島本店」の届出に係る本市意見は特にありません。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年4月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島鹿屋店
鹿屋市王子町3973番3号

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月11日
- 3 意見の概要
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 4 月 22 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島指路店
指宿市東方8349番 1 号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月15日
- 3 意見の概要
本市において意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 4 月 22 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アタックス菱刈店・ナフコ菱刈店
伊佐市菱刈大字重留字薬師原1407番地 外 8 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月14日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月14日
- 3 意見の概要

大規模小売店舗「アタックス菱刈店・ナフコ菱刈店」の変更に伴う騒音の発生、廃棄物の処理・運搬、道路交通への影響等、周辺地域の生活環境の変化はないものと予想されるが、来店者及び周辺地域の交通安全対策には万全を期するとともに、生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

なお、付近住民からの苦情等の申し立てがあった場合は、誠意をもって対処すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 4 月 22 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープかごしま川内店・写真の福元中郷店
薩摩川内市中郷一丁目406番地 外22筆

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月14日

3 意見の概要

変更事項にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。
また、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年4月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年4月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マイコープタウン国分Ⅰ
霧島市国分府中町字鼻面530番地2 外18筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年11月14日
- 3 意見の概要
- (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任をもって対処すること。なお、今回の変更後に周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、了解を得ること。また、変更に伴い、空調施設など騒音等を発生する施設の配置については、近隣住民、事業所に隣接する箇所は避ける等配慮すること。
- (2) 児童生徒の交通事故防止の観点から、通学時間帯の車の安全運転に留意していただきたい。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第17号

平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成26年4月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 日時
平成26年4月30日 午後1時30分から
- 2 場所
鹿児島県庁10-総-1会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎10階）

衆議補選告示

衆議補選告示第2号

平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙立会人の選任に係るくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成26年4月22日

衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙選挙長 鎌田六郎

1 日時

平成26年4月25日 午後5時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階）

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年4月22日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRカウボーイビバップH9AX3	株式会社平和	4P0056
ぱちんこ遊技機	CRカウボーイビバップM9AX	株式会社平和	4P0115
ぱちんこ遊技機	CRルパン三世7H9AZ2	株式会社平和	4P0176
ぱちんこ遊技機	CRルパン三世7M9AZ1	株式会社平和	4P0194
ぱちんこ遊技機	CRデジハネ北斗の拳5慈母STV	サミー株式会社	4P0112
ぱちんこ遊技機	CR化物語LV	サミー株式会社	4P0116
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー涼宮ハルヒFX	株式会社三共	4P0113
ぱちんこ遊技機	CR春一番～こいこい八～F	株式会社ソフィア	4P0144
ぱちんこ遊技機	CR春一番～こいこい八～GL	株式会社ソフィア	4P0148
ぱちんこ遊技機	CR交響詩篇エウレカセブン～真の約束の地～GLA	株式会社ソフィア	4P0245
ぱちんこ遊技機	CRうちのポチーズRX	株式会社ジェイビー	4P0156
ぱちんこ遊技機	CR恋姫夢想 乙女、入り乱れるのこと！MNA	株式会社エース電研	4P0159
ぱちんこ遊技機	CR AダービースタリオンHH・Y2	株式会社サンセイアールアンドディ	4P0161
ぱちんこ遊技機	CR BE-BOP 壇蜜与太郎仙歌JR・Y	株式会社サンセイアールアンドディ	4P0212
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこキン肉マンX3	京楽産業、株式会社	4P0186
回胴式遊技機	ハイサイ蝶特急ターボA	株式会社タイヨー	4S0120
回胴式遊技機	戦国乙女剣戟に舞う白き剣聖西国参戦編L2	株式会社オリンピア	4S0175
回胴式遊技機	ガロウデンセツプレミアムBB	株式会社SNKプレイモア	4S0203
回胴式遊技機	サラリーマン金太郎 出世回胴編ZR	株式会社ロデオ	4S0207